

## 製品安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品名： S I - UVクリーナーN

会社名：設楽印刷機材株式会社  
住所：群馬県前橋市野中町 158-1  
担当部署：  
電話番号：027-261-7000 FAX 番号：027-261-7700  
緊急連絡先：電話番号：027-261-7000  
作成日：平成 24 年 7 月 26 日

推奨用途及び使用上の制限：印刷機用洗浄剤

整理番号：550450-5 ver. 1.0

## 2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性	引火性液体	区分 3
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分 5
	皮膚腐食性／刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷／眼刺激性	区分 2
	皮膚感作性	区分 1
	特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）	区分 3（気道刺激性、麻酔作用）
	吸引性呼吸器有害性	区分 1
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分 1
	水生環境有害性（慢性）	区分 1

## &lt; GHS ラベル要素 &gt;

絵表示



## 注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

引火性の液体及び蒸気

飲込むと有害のおそれ

皮膚刺激

重篤な眼への刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気及びめまいのおそれ  
 飲んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
 水生生物に非常に強い毒性  
 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【予防策】

- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・ 保護手袋／保護眼鏡／保護マスクを着用すること。
- ・ 取扱い後は良く手を洗うこと。
- ・ ミスト／蒸気を吸入しないこと。
- ・ 静電気放電に関する予防措置を講ずること。
- ・ 火災を発生しない工具を用いること。
- ・ 汚染された作業着は作業場から出さないこと。
- ・ 換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ 環境への放出を避けること。

【対応】

- ・ 飲込んだ場合は、水で口をすすぎ、気分が悪いときは医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- ・ 皮膚に付着した場合は、多量の水と石けんで洗うこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合は、医師の診察／手当てを受けること。
- ・ 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合は、医師の診察／手当てを受けること。
- ・ 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- ・ 漏出物を回収すること。
- ・ 火災の場合には適切な消火方法をとること。

【保管】

- ・ 換気の良い場所で、施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・ 内容物／容器は地方自治体の規則に従って廃棄すること。

国／地域情報：「15. 適用法令」の項 参照

3. 組成及び成分情報

単一製品／混合物の区別：混合物

製品の化学特性に関する情報

成分

成分名	含有量(%)	CAS No.	官報公示整理番号
鉱油	20-30	64742-95-6	(9)-2578
多価アルコール系溶剤	40-50	---	---
グリコールエーテル系溶剤	30-40	---	---
1, 2, 4-トリメチルベンゼン*	1-10	95-63-6	(3)-7
1, 3, 5-トリメチルベンゼン*	1-10	108-67-8	(3)-7

\*1, 2, 4-トリメチルベンゼン、1, 3, 5-トリメチルベンゼンは鉱油中の成分

#### 4. 応急措置

吸入した場合	: 患者を風通しの良いところに移して安静にする。大量に吸入した場合には、速やかに医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	: 汚染された衣類は脱ぎ去り、多量の水及び石けんで洗い流す。皮膚刺激が生じた場合は、速やかに医師の手当てを受ける。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、速やかに医師の手当てを受ける。
飲込んだ場合	: 無理に吐き出そうとせず、水で口をすすぎ、速やかに医師の手当てを受ける。
応急措置をする者の保護	: 救助者が有害物質に触れないように保護具を着用する。

#### 5. 火災時の措置

消火方法	: 移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。初期の火災には、粉末、炭酸ガス、乾燥砂などを用いる。大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。周囲の設備などに散水して冷却する。消火作業の際は、必ず保護具を着用する。消火作業は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。消火のための放水などにより、環境に影響を及ぼす物質が流出しないように適切な措置を行う。
消火剤	: 泡消火剤、炭酸ガス、粉末消火剤、乾燥砂

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	: 作業の際には保護具（保護手袋、呼吸用保護具等）を着用し飛沫などが皮膚に付着しないようにする。風下の人を退避させる。付近の着火源となるものを速やかに取除く。
環境に対する注意事項	: 流出した製品が河川などに排出されないように注意する。
除去方法	: 少量の場合には、乾燥砂、ウエスなどに吸収させて密閉できる容器に回収する。大量の場合には、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。製品を吸着または吸収したものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って適正に処理する。外部委託の場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。（「13. 廃棄上の注意」の項 参照）

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	: 吸入、接触のおそれがあるときは、適切な保護具を着用する。火気、静電気、衝突火花などによる着火源が生じないようにする。
注意事項	: 暴露防止のため、保護具を着用して作業を行う。取扱場所では換気を充分に行い、また近くに手洗い、洗眼などの設備を設ける。
安全取扱注意事項	: 火気厳禁
保管	
技術的対策	: 通風を良くし、蒸気が滞留しないようにする。火気、熱源より遠ざける。
混接触禁止物質	: 強酸、強アルカリ、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避けること。消防法危険物第四類に該当するので非危険物（可燃性液体類を除く）及び危険物（第四類を除く）と同一場所に貯蔵しないこと。
保管条件	: 漏洩の防止。容器を密閉し、直射日光を避け、高温物を近づけない。換気良好な冷暗所*に保管する。（*0℃以下になるような場所には保管しない）

#### 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策	: 取扱いについては全体換気装置を設置した場所で行う。
保護具	: 必要に応じて、呼吸用保護具（有機ガス用防毒マスク）、保護手袋、保護眼鏡、保護衣を着用する。

含有成分の許容濃度

成分名	管理濃度 (労安法)	許容濃度	
		日本産業衛生学会(2008年度版)	ACGIH TLV-TWA(2008年度版)
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	---	25ppm	25ppm
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	---	25ppm	25ppm

9. 物理的及び化学的性質

外観等	: 無色透明液体
臭い	: 石油溶剤臭
pH	: 該当しない
融点・凝固点	: データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	: データなし
引火点	: 45.5°C (TCC)
自然発火温度(発火点)	: データなし
燃焼または爆発範囲-下限	: データなし
燃焼または爆発範囲-上限	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
比重(相対密度)	: 0.87-0.92 20°C
溶解度	: 水に一部溶解
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
分解温度	: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の使用条件下では安定性が高い。
反応性	: 特記すべき反応性はない。

11. 有害性情報

急性毒性	: データなし
皮膚腐食性/刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	: データなし
呼吸器感作性または皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: データなし
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	: データなし
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	: データなし
吸引性呼吸器有害性	: データなし

12. 環境影響情報

生体毒性(魚毒性)	: データなし
残留性/分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 本製品を含む廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で特別管理産業廃棄物(廃油)に規定されているため、法令に従って適正に処理する。
汚染容器/包装	: 空容器は内容物を完全に使い切った後、産業廃棄物として処理する。包装材料は産業廃棄物として処理する。

14. 輸送上の注意

国連分類	: クラス 3 (引火性液体類)
国連番号	: 1993

品名 : その他の引火性液体  
 容器等級 : III  
 海洋汚染物質 : 該当する  
 安全対策及び条件 : 運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。消防法危険物第四類に該当するので第一類及び第六類の危険物と混載しないこと。

15. 適用法令

消防法 : 危険物第四類第二石油類（非水溶性液体）  
 毒劇物取締法 : 該当しない  
 労働安全衛生法 : 引火性の物  
   特定化学物質障害予防規則 : 該当しない  
   有機溶剤中毒予防規則 : 第三種有機溶剤等  
   名称等を表示すべき有害物 : 該当しない  
   名称等を通知すべき有害物 : 鉱油、トリメチルベンゼン  
   化学物質による健康障害を防止するための指針（がん原性指針） : 該当しない  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 特別管理産業廃棄物（廃油）  
 危険物船舶運送及び貯蔵規則 : 引火性液体類  
 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法） :

物質名	種別	政令番号	CAS No.	含有量(%)
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	第一種	296	95-63-6	8.4
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	第一種	297	108-67-8	2.4

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） : 優先評価化学物質（1, 2, 4-トリメチルベンゼン）

16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。また、新しい知見の発表により内容に変更が生じることがあります。なお、含有量、物理的及び化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、記載事項は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをするなどの場合はこの点にご配慮をお願いいたします。

参考文献

- (1) 日本工業規格 : 化学物質等安全データシート (MSDS) - Z 7 2 5 0 : 2 0 0 5 (2005)
- (2) 社団法人日本化学工業協会 : GHS対応ガイドライン (平成 18 年)
- (3) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 : GHS分類結果データベース